

第 1 回愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ（7/13 開催）における意見の概要と対応案について

質問 番号	章 番号	意見の概要	対応案
1	第 2 章	「2 計画の基本的考え方」の中で、新規の「⑥障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援します」とあるが、最善の利益とはどのようなことを指しているのか。言葉の意味自体を教えてください。（水野構成員）	（最善の利益がどのようなものかについては、障害児一人一人で異なるため、法令等において、具体的に明示されているところではないが、）平成 26 年 7 月の「今後の障害児支援の在り方について（報告書）」において、障害児支援を行うに当たっては、障害の種別にかかわらず、障害児本人の最善の利益を保障しなければならないとされた上で、平成 6 年に我が国も批准した「児童の権利に関する条約」で規定されている「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」の観点を踏まえ、関係者が個々に生じた課題に対して積極的に関与して子どもの最善の利益を求めることが重要であるとされていることから、今回新たに国の基本指針に盛り込まれたものであり、基本的考え方に追記していくこととしたい。
2	第 2 章	第 2 章に、計画の理念的なことを記載していくのであれば、ジェンダーにより平等をとりあげてはどうか。障害のある女性はより困難な状況に置かれているということがある。（河口構成員）	障害のある女性の問題については、本県の障害者計画に位置付けている「あいち健康福祉ビジョン 2020」に記載しているところであるが、障害福祉計画にどこまで記載できるか、今後検討していくこととしたい。
3	第 2 章	理念ばかり掲げているだけはいけない。今回、障害児福祉計画も策定するという事なので、障害児が 18 歳を超えた時に、しっかりと者の制度につないでいくことが必要である。（古家構成員）	御意見を踏まえ、計画の策定を進めていくこととしたい。
4	第 2 章	国が「我が事、丸ごと」という考え方を示し、あらゆることを横断的に検討し、地域共生社会の実現を進めているところだが、そういったことを少し計画に反映した方が良いのではないかと。 また、地域生活支援拠点等のことについて記載しなくて良いのか。（川崎委員）	御意見を踏まえ、計画の策定を進めていくこととしたい。 また、地域生活支援拠点等に関する記載について、第 2 章の「2 計画の基本的考え方」の④に、追記することとしたい。

質問番号	章番号	意見の概要	対応案
5	第2章	障害者の権利に関する条約が批准されたこともあり、国際的な動向を踏まえて、地域生活の重要性等について明記したらどうか。(辻構成員)	障害者の権利に関する条約が批准されたことを踏まえ、平成23年に障害者基本法が改正され、第3条に地域社会における共生等が盛り込まれたところであり、そういった流れ等について計画(第1章 計画策定の趣旨)に記載していくこととしたい。
6	第3章	「2 障害者の現状」の中で、精神障害者の中に発達障害者を含む旨の記載がないが、しっかり含んで記載してもらえるのか。(岡田構成員)	第4期計画と同様に、発達障害者の現状について、可能な限り記載していくこととしたい。
7	第3章	「2 障害者の現状」の中で、難病患者の記載がないが、しっかり記載してもらえるのか。(河口構成員)	第4期計画と同様に、難病患者の現状について、可能な限り記載していくこととしたい。
8	第4章	地域生活移行に関して、入所者及びその親は、地域での生活をイメージすることができていないと思う。まず親を安心させることができなければ地域移行は進まないの、そのための体験の場をもっと増やしていくことが必要である。ショートステイを何度も繰り返し、この方となら暮らしていけると本人に思ってもらうことが大事。(岡田構成員)	御意見を踏まえ、計画の策定を進めていくこととしたい。 なお、体験の場については、第4期障害福祉計画で成果目標としている地域生活支援拠点等に求められる機能の1つとなっているため、地域アドバイザー等を連携し、各障害保健福祉圏域等を通じて、引き続き各市町村における拠点整備が進むよう働きかけていくこととしたい。
9	第4章	地域生活移行に関して、グループホームに生活の場を移した場合でも、土日の過ごし方が問題とある。土日に家庭復帰できない方も多くおり、その中には日常的なケアが必要な重症の方もいる。そういった方々への対応が必要である。(牧野構成員)	御意見を踏まえ、計画の策定を進めていくこととしたい。 なお、本県では、グループホームにおける土日の世話人の配置について県単独で補助制度を設けており、引き続きそういった支援を行っていくこととしたい。

質問 番号	章 番号	意見の概要	対応案
10	第4章	<p>地域生活移行に関して、県としてのごたえを伺いたい。こうした施策を行ったが、こうした理由で進まなかったなどの現状が分かると次につながっていくと思う。(永田構成員)</p> <p><関連></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後は、施設へのアプローチをしていく必要がある。(高橋座長) ・ 地域生活移行を推進するための県の事業・取組がどれだけあるのかを資料として提出してほしい。規制緩和策によるグループホームの整備促進など県独自で行っている状況があるが、それでも進んでいない。ニーズ調査の結果を分析し、具体的な検討に資するようにしてほしい。(高橋座長) 	<p>第4期計画では、本県独自の建築基準法の規制緩和策等によるグループホームの整備促進や在宅の重度障害者の方への訪問介護の充実、緊急時に短期入所の利用ができる体制の整備を進めてきたが、地域生活移行者数の目標値1,117人に対し、平成28年度末までの実績は96人と進捗が遅れている。</p> <p>この要因としては、入所者の高齢化や障害の重度化(平均年齢:51.6歳、障害支援区分5・6:81.5%)、さらには、本県では、従来から人口当たりの入所施設の利用者数が全国平均を大きく下回っており、地域生活への移行が可能な方の多くは既に移行を果たされていることが推測される。</p> <p>しかしながら、入所者のニーズ調査では、約20%の方が施設とは違うところで生活したいとの結果が出ていることから、高齢化・障害の重度化した方でも、地域で安心して暮らしていただける地域づくりに向けて必要となる取組を障害者施策審議会委員及びワーキンググループ構成員等の皆様と一緒に考え、第5期計画に盛り込んでいくこととしたい。</p> <p>(また、地域生活移行を推進するための県の事業・取組については別紙参照。)</p>
11	第4章	<p>地域生活移行に関して、地域の事業所で医療的ケアを受けることができるかが大事であると思う。(河口構成員)</p>	<p>御意見を踏まえ、計画の策定を進めていくこととしたい。</p> <p>なお、本県では、医療的ケアを必要とする重症心身障害児者が身近な地域で短期入所サービスを利用できるよう、福祉型短期入所事業所における受入体制の強化に対し助成を行っており、引き続きそういった支援を行っていくこととしたい。</p>

質問 番号	章 番号	意見の概要	対応案
1 2	第 4 章	<p>地域生活移行に関して、今施設に残っている方は地域移行が難しい方が大多数だと思う。ニーズ調査の結果を通じて、現在施設に残っている方の状況を分析して、その方に合った対策を検討していく必要がある。(牧野構成員)</p>	<p>御意見を踏まえ、入所者のニーズ調査の結果を通じて、現在施設に入所されている方の状況を把握し、対策を検討した上で、計画の策定を進めていくこととしたい。</p>
1 3	第 4 章	<p>地域生活移行に関して、若い新規入所者の問題があると思う。障害児入所施設に入所していた障害児が 18 歳になり、障害者支援施設に移行するケースが多いと思う。今回、障害福祉計画と障害児福祉計画と一体的に作られるということで、まだ若い人たちがしっかりと地域で生活していけるような仕組み作りをしていくことが必要である(河口構成員)</p> <p><関連></p> <p>若い人たちが次々と障害児入所施設から障害者支援施設に移行し、長期の入所者につながっている可能性もある。まずは、現状をしっかりと把握していくことが必要だと思うので、施設入所児のうち、どのぐらいの方が地域に移ることができるかなどのデータをしっかりと出していただければと思う。(高橋座長)</p>	<p>御意見を踏まえ、県内障害児入所施設に入所されている方の状況について把握に努め、計画の策定を進めていくこととしたい。</p>
1 4	第 4 章	<p>地域生活移行に関して、安心して生活していくことが必要だと思うが、安心とはどういうことか考える必要がある。グループホームを作るにしても地域住民からの反対もあったりして、森の方に作ったりしてきた。やはり、移行しやすいよう街場に、行政が安心して暮らせる施設をつくってほしいと思う。(加賀構成員)</p>	<p>御意見を参考に、官民の役割を踏まえながら、計画の策定を進めていくこととしたい。</p>

質問 番号	章 番号	意見の概要	対応案
15	第4章	<p>地域生活移行に関して、地域生活移行を進めるためには、やはり体験の場をもっと増やしていくことが必要である。また、実際に地域で生活している重度の障害のある方を県で雇用し、入所施設を訪問させ、自分の体験談を講演してもらうことで、入所者の方に自分も地域で生活できるかもしれないと思ってもらうことが必要ではないか。</p> <p>また、そうすることで障害者雇用としても広がりをもたせるのではないか。(辻構成員)</p> <p><関連></p> <p>今までは目標があれば進むと思ってきた。どこで誰と暮らすかは権利である。皆さんで知恵を出して考えていきたい。(高橋座長)</p>	<p>御意見を踏まえ、入所者のニーズ調査の結果を分析した上で、計画の策定を進めていくこととしたい。</p>
16	第4章	<p>地域生活移行に関して、地域生活移行が進まない要因として、グループホームを運営するのに必要な人材が不足していることがあると思う。このように、地域での生活を支援する人材の確保を進めていくことで、地域生活移行も進んでくると思う。(川崎委員)</p>	<p>引き続き、福祉人材センターを中心に、福祉の場で働く意欲のある人材の確保に取り組むとともに、御意見を踏まえ、人材の確保方策等について、検討していくこととしたい。</p>
17	第4章	<p>地域生活移行に関して、具体的に戦略を立てて、実行する場が必要であると思う。愛知県には、県障害者自立支援協議会の下に地域生活移行推進部会があるが、機能としてまだ弱い。計画を実施していくための組織について考えていかなければならない。(高橋座長)</p>	<p>各会議での御意見等について、地域生活移行推進部会に伝えるとともに、地域生活移行推進部会がより実行的な組織となるよう、体制の整備を図り、各圏域に設置している地域アドバイザーとの連携を強化した上で、しっかり取り組んでいく。</p>
18	第4章	<p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関して、協議の場を設置するとあるが、この問題は、利用者（ユーザー）としての意見が大事である。そのため、この協議の場においては、精神障害当事者及びその家族もぜひ含めていただきたい。(徳田構成員)</p>	<p>当事者の方あるいは家族の方の御意見を聴きながら進めていく必要があると考えているので、今後、検討していくこととしたい。</p>

質問番号	章番号	意見の概要	対応案
19	第4章	地域生活支援拠点等に関して、精神障害にもしっかり対応しているのかが心配である。現在、名古屋市と豊橋市に1か所ずつ整備されているとあるが、精神障害にも対応しているのか。(徳田構成員)	現在整備済みとしている名古屋市及び豊橋市の2か所の地域生活支援拠点等については、精神障害にも対応しており、必要に応じて、医療機関につないでいける体制の整備を進めている。
20	第4章	障害児支援に関して、現状を示す関係事業所の指定状況が示してあるが、児童発達支援センターや主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等について、海部圏域など同じ地域で未設置となっている。このことについて、県として、整備が進むよう、どのような働きかけを行うのか。(岡田構成員)	引き続き、各圏域に設置した地域アドバイザーと連携し、各障害保健福祉圏域会議を通じて、児童発達支援センター等の設置について働きかけを行っていく。
21	第4章	障害児支援に関して、教育とのつながりは切っても切り離せないものであると思う。そうした教育とのつながりにも配慮いただきながら、計画の策定を進めていただきたい。(岡田構成員)	御意見を踏まえ、特別支援教育課を始めとする県教育委員会と連携しながら、計画の策定を進めていきたい。
22	第5章	活動指標として、発達障害者支援の項目が新設されており、その中で、発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数などがあるが、愛知県では、従前から発達障害者支援指導者の養成を進めてきている。そこの関係性はどうなるのか。(岡田構成員)	発達障害者支援指導者は、地域の発達障害者支援体制の推進を図るため、その中核となる人材として本県独自に養成してきたことを踏まえ、発達障害者支援センターと連携しながら、発達障害者支援指導者が地域でその役割を果たせるよう進めていきたい。
23	第7章	愛知県自閉症協会・つぼみの会では、愛知県からペアレントメンター事業の委託を受けており、研修等を行っているのだが、県として来年度以降、この事業についてどのように考えているのか教えていただきたい。(岡田構成員)	引き続き、ペアレントメンターの養成等を継続していけるよう、予算の確保に努めるとともに、計画への記載も検討したい。

質問 番号	章 番号	意見の概要	対応案
24	第7章	<p>「2 広域的な支援事業」の中で、「(2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業」があるが、その中で、②に「ピアサポート従事者数」とあるが、このピアサポート従事者の定義を教えてください。</p> <p>また、③に「アウトリーチチーム設置数」とあるが、現状と今後の方針を教えてください。(徳田構成員)</p>	<p>国通知「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」に基づき記載しているところであるが、当該通知の中では、ピアサポート従事者の定義について示されていないので、ワーキンググループ等で御意見を聴きながら、検討していきたいと考えているが、今後県でピアサポーター養成研修を行っていくので、その修了者を対象とすることも考えられる。</p> <p>また、アウトリーチチームについて、第4期計画では2チーム設置することを目標としているが、現状、県の精神医療センターでのACTの1チームのみとなっている。この要因としては、多職種の人材確保の問題や診療報酬上の問題が考えられる。引き続き医療関係者に、アウトリーチを知っていただくための普及啓発事業を実施し、支援の充実につなげていくとともに、ワーキンググループ等で御意見を聴きながら、第5期計画での見込量等について設定していきたい。</p>
25	第8章	<p>「1 障害のある人の権利擁護」に関して、厚生労働省が今後成年後見制度を強化していくことを示しているが、それを受けて愛知県はどのように成年後見制度の活用等権利擁護の推進を図っていくのか教えてください。(岡田構成員)</p>	<p>国の動向を注視するとともに、県内の各地域のネットワーク・中核機関の整備状況や取組状況を確認し、市町村と連携を図りながら、成年後見制度の活用に向けて取り組んでいくこととした。</p>
26	第8章	<p>「2 意思決定支援の促進」に関して、誰と、どこで、どのように生活するかは本人固有の権利であり、私たちの役割は本人の自己実現への支援である。そういった時に、本人の意思決定支援をどうするかは重要な問題であり、そこで私たちの役割も決するところであるので、しっかり考える必要がある。(高橋座長)</p>	<p>御意見を踏まえ、第2章「2 計画の基本的考え方」に「障害のある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援」を追加するとともに、今年3月末に国から示された「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン」に基づき、計画の策定を進めていきたい。</p>

障害のある方の地域生活への移行を推進する事業一覧

I 地域の受け皿の整備

◇グループホーム整備促進支援制度（詳細別紙1）

- ・ 建築基準法の規制緩和策
- ・ グループホーム支援コーディネーター事業
- ・ 地域アドバイザーによるモニタリング

◇障害者相談支援体制整備事業(H29 当初予算 20,837 千円)

- ・ 地域における相談支援体制の充実及び相談支援事業の円滑な実施を図るため、圏域ごとに設置した地域アドバイザーを配置するとともに、困難事例等に対する専門的見地からの助言を行うため、地域に専門アドバイザーを派遣する。
- ・ 障害者福祉に関して豊富な経験、全国的なつながりを持つスーパーバイザーを設置し、広い観点から地域アドバイザーに対して、情報提供、助言・指導を行う。

◇障害者共同生活援助事業費補助金(H29 当初予算 156,060 千円)

グループホームの休日の日中支援の実施経費に対する補助

◇重症心身障害児・者短期入所支援事業費補助金(H29 当初予算 13,060 千円)

重症心身障害児・者の受入れを行う福祉型短期入所事業所に対する補助

◇障害者施設設置費補助金 (H29 当初予算 329,191 千円)

障害者施設整備費の一部を補助

II 入所者等（施設、病院）への働きかけ

◇精神障害者地域移行・地域定着支援事業費(H29 当初予算 1,696 千円)

- ・ ピアサポーター養成研修
精神障害者当事者の立場で、入院や地域生活における自身の経験を活かして地域移行の支援を行う「ピアサポーター」を養成する研修を実施
- ・ ピアサポーターによる病院訪問
養成したピアサポーターと支援者が県内病院を訪問し、入院患者や病院職員に「退院して地域生活を送る当事者の体験談」等を語るプログラムを実施

◇精神障害者の地域移行推進のための人材育成

- ・ コア機関チーム養成研修
各圏域で地域移行の体制整備を行う上でコアとなる機関（地域アドバイザー、基幹相談支援センター、保健所）の職員を対象
- ・ 医療・福祉連携合同研修
上記に加え、精神科病院、相談支援事業所、市町村福祉課職員等を対象

III 地域の理解促進

◇愛知県障害者差別解消推進条例の施行・推進

◇手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の施行・推進

【参考】

・ グループホーム定員数(各年度末現在)

年 度	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8
定 員 数	3,089	3,461	3,785	4,321	4,609

※H26 年度からGH・CH一元化

・ 短期入所事業所数(各年度4月1日現在)

年 度	2 5	2 6	2 7	2 8	2 9
事 業 所 数	199	208	219	229	246
うち重心受入れ施設数	37	37	37	38	38
(外に医療型短期入所施設)	10	10	10	10	10

・ 基幹相談支援センター設置市町村数(各年度4月1日現在)

年 度	2 5	2 6	2 7	2 8	2 9
市 町 村 数	14	19	22	24	25

「グループホーム整備促進支援制度」の概要

「グループホーム整備促進支援制度」 (平成26年度～)				
<p>制度構築のねらい、主な支援対象</p>	<p>新たに整備を検討している方(整備・運営についての経験、ノウハウがない方)を主な支援対象として、立ち上げから運営までトータルに支援することにより整備促進を図る。</p>			
<p>【支援制度構築の経緯等】 (地域生活移行推進部会検討内容)</p> <p>○施設・病院から地域へ、またいわゆる親亡き後を見据えた中、障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活をするには、まずは、住まいの場の確保が必要。</p> <p>○住まいの受け皿としてグループホームが期待されているが、他の都道府県と比較して本県の人口当たりのサービス利用者数は非常に少ない。</p> <p>○地域生活の拠点としてグループホームの整備は急務。</p> <p>○家族や、NPO等が整備しようにも経験やノウハウがない場合が多い。</p> <p>○こうした方たちを支援する仕組みづくりが必要。</p>	<p>支援コーディネーターによるサポート</p> <p>○グループホームの設置、運営に精通した者を「支援コーディネーター」として配置。 ○当面は、尾張部、三河部に数名ずつ配置。 ○29.4現在 10名 ○「設置・運営説明会」、「見学会」及び「相談会」における相談支援。 ○「公営住宅の活用」、「既存の戸建て住宅の活用」支援 ○地域アドバイザー、市町村自立支援協議会、相談支援事業所等と連携した支援制度の活用促進</p>	<p>設置・運営説明会、相談会等の開催</p> <p>○「支援コーディネーター」等による開設マニュアル等を活用した「設置・運営説明会」の開催。尾張部、三河部のそれぞれで開催。 ○より具体的にグループホームの運営がイメージできるようにするための「見学会」の開催。 ○より具体的・直接的な支援を必要とする方に対する「相談会」の開催。 ○地域で親の会、団体等が開催する勉強会等への「支援コーディネーター」の派遣。</p>	<p>公営住宅の活用</p> <p>○県営住宅でのグループホームの整備を計画する際、事業者が個々に空き状況を確認している状況を踏まえ「グループホーム事業に関する普通県営住宅使用許可事務取扱要領」に基づく「事前調整」制度を積極的に活用し、整備促進を図る。 ○障害福祉課が事業者による県営住宅の使用希望を取りまとめ → 県営住宅管理室に照会 → 使用可能かどうか回答</p>	
	<p>既存の戸建て住宅の活用</p> <p>○既存の戸建て住宅をグループホーム等として活用する場合の緩和策実施 ○一定の防火・避難対策の実施による適用規定の緩和 ○対象建築物の規模：地上2階以下、延べ面積200㎡未満の既存の戸建て住宅</p>	<p>グループホーム制度の普及、啓発</p> <p>○「あいちビジョン2020」の主要な政策に「グループホームの整備促進」を掲げ、ビジョンの推進とともに普及、啓発に取り組む。 ○次期「障害保健福祉計画」策定の際、グループホームの整備促進を重要施策として位置づけ、普及、啓発に取り組む。 ○グループホームの生活や体験談などを記載したリーフレットを作成し、普及啓発に活用。</p>	<p>地域での取り組み促進</p> <p>○地域アドバイザー、市町村自立支援協議会、相談支援事業所等を通じ、各地域で「支援制度」を周知し、支援制度の活用を促進。また、新たな整備希望者の掘り起こしを図る。 ○また、地域アドバイザーは地域の支援ニーズ(支援対象者)を把握し、支援コーディネーターにつなげる。</p>	
	<p>支援制度の推進</p>	<p>【PDCAサイクルを活用した支援制度の推進】</p> <p>○支援制度が円滑かつ効果的に推進できるよう「地域生活移行推進部会」と密接な連携のもと、制度を進めていく。 ○また、「地域生活移行推進部会」において定期的に支援制度の各施策の実施状況を点検・評価し、必要に応じて施策の見直しを図るなど支援制度のさらなる充実を図っていく。</p>		

